

別紙1「新旧対照表」

○耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

>

改正後	現行
<p>第二 柱の構造方法は、次に定めるもの（第二号ハ並びに第三号ニ及びへに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 令第七百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 鉄骨（断面積（平方ミリメートルで表した面積とする。以下同じ。）を加熱周長（ミリメートルで表した長さとする。以下同じ。）で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>三（略）</p> <p>第五 令第七百七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第二号及び第七</p>	<p>第二 柱の構造方法は、次に定めるもの（第二号ハ並びに第三号ニ及びへに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 令第七百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 鉄骨（断面積（平方ミリメートルで表した面積とする。次号ニ並びに第四第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）を加熱周長（ミリメートルで表した長さとする。次号ニ並びに第四第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）で除した数値が六・七以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが九ミリメートル以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>三（略）</p> <p>第五 令第七百七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第六号に定める</p>

号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。）とすることとする。

一 (略)

二 たるきを断面の幅及び高さが、それぞれ、五十ミリメートル以上及び百ミリメートル以上の鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が二・三以上のH形鋼及び溝形鋼並びに鋼材の厚さが二・三ミリメートル以上のリップ溝形鋼及び角形鋼管に限る。）で造り、これに次の(1)又は(2)のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、野地板に厚さが二十五ミリメートル以上の硬質木毛セメント板又は厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板を使用し、厚さが〇・三五ミリメートル以上の金属板でふいたもの

(1) 吹付け厚さが二十五ミリメートル以上の吹付けロックウール（かさ比重が〇・二八以上のものに限る。）

(2) 厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・三五以上のものに限る。）に限る。）

三 七 (略)

構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。）とすることとする。

一 (略)

(新設)

二 六 (略)